

《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 令和2年1月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

| | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大西 善郎 | 2番 | 小川 利 | 3番 | 小田 常雄 |
| 4番 | 金田 善雄 | 5番 | 木下 茂 | 6番 | 齋藤 はつ子 |
| 7番 | 柴田 精治 | 8番 | 谷口 清美 | 9番 | 手塚 弘二 |
| 11番 | 仲須 眞理 | 12番 | 長谷目 隆 | 13番 | 濱堀 秀規 |
| 14番 | 林 博子 | 16番 | 藤本 詳治 | 17番 | 増金 義文 |
| 18番 | 松村 多美子 | | | | |

欠席委員

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 10番 | 中井 弘 | 15番 | 板東 幸雄 | 19番 | 向 栄治 |
| 20番 | 八木 健治 | | | | |

議 案

| | | | |
|-------|------------------------------|-------|----|
| 議案第1号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について | 所有権移転 | 1件 |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について | | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | | 2件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | | 1件 |

報 告

| | |
|-------------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 5件 |
| ②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) | 2件 |
| ④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) | 1件 |
| ⑤徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 2件 |

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年1月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は、11番 仲須委員、12番 長谷目委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

- 事務局係長 < 2. 農地法第3条の第1項の規定による許可申請について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明
- 谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。
- 松村委員 18番。譲受人は現在撫養町木津で水稻を栽培しています。
申請地はこれまでも水田として利用されていた経緯があり、取得後も水稻を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 < 異議なし >
- 谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。
- 事務局係長 < 3. 農地法第4条許可申請 2件 >
・申請番号1～2について申請内容説明
- 谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 事務局係長 今回の許可申請につきましては、本来であれば林委員の担当地域でありませんが、林委員が長期不在であり、林委員の代理の中井委員が本日、欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。
申請地は、鳴門市里浦南防災センターの東に位置する農地です。
申請人は、現在住んでいる住宅が老朽化していることから、住宅の新築を考えており、今回隣接地に住宅を新築する計画がまとまったため、本申請となりました。
計画では、整地を行うのみで、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂な

どの流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽及び申請地東側に存在する道路側溝への放流にて対応する計画であり、地元土地改良区からの同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市里浦南防災センターから東へ約 150mに位置しており、市街化調整区域内の 10ha 以上の農地の広がりがない第 2 種農地に該当します。

申請人は、現在住んでいる住宅は老朽化していることから、住宅の新築を考えていました。今回隣接地に住宅を新築する計画がまとまったため、本申請となりました。

事業計画では、2 階建て、建床面積 45 m²の専用住宅を建設する予定であり、建築にあたっては、整地を行うのみで、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。排水については浄化槽及び新設の排水路を経由して申請地東側に存在する道路側溝に放流する計画であり、地元土地改良区からの同意を得ています。

また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 2 番の案件について地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局係長

向委員が欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。

申請地は、網干休憩所の南西に位置する農地です。

申請人は漁業を営んでおり、漁業用倉庫の老朽化などにより倉庫の新築を考えていたところ、倉庫の隣接地である申請地に新築する計画がまとまったため、

今回の許可申請となりました。

計画では、整地を行うのみで、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂などの流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については、申請地東側にある農業用水路への放流にて対応する計画であり、地元自治会からの同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、網干休憩所から南西へ約450mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりがなく第2種農地に該当します。

申請人は漁業を営んでおり、現在所有する漁業用倉庫の老朽化、また機械等の保管場所の不足により倉庫の新築を考えていたところ、倉庫の隣接地である申請地に新築する計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。

また、今回の新築の計画に際して、申請地の一部において農地法の手続きを得ずは無断で住宅の敷地として利用していたことが判明したため、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、平屋建て、建床面積118㎡の漁業用倉庫を建設する予定であり、建築にあたっては、被害防除のために周囲をコンクリート擁壁で囲んだ上で山土を埋め戻して造成し、排水については新設する排水路にて農業用水路に排水する計画であり、地元自治会の同意も得ています。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<4. 農地法第5条許可申請 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

長谷目委員 12番。申請地は、大津西小学校から北東にある農地です。
借人は貸人の子供夫婦であり、現在、撫養町立岩の借家に住んでいますが、両親の面倒を見るにも便利であることから実家から約30mと近くにある申請地を新築住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
計画では、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については浄化槽及び申請地南側の道路側溝への放流にて対応する計画となっており、地元水利組合の同意も得ているため、申請地の西側に梨畑があるのですが、親戚の梨畑であり、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津西小学校から北東へ約350mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりがない第2種農地に該当します。
借人は貸人の子供夫婦であり、現在、借人は撫養町立岩の借家に住んでいますが、両親の面倒を見るにも便利であることから実家から約30mと近くにある申請地を住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
計画では、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については浄化槽から新設の排水路を經由し、申請地南側に存在する道路側溝に放流する計画であり、地元水利組合からの同意を得ています。
また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。
他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 5件 >

- | | |
|---|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 5件 |
| ②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法第18条第6項の規定による通知について (経営基盤法) | 2件 |
| ④農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約) | 1件 |
| ⑤徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 2件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

谷口会長

それでは『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして令和2年1月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和2年1月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 仲須 眞理

議事録署名者 長谷目 隆